

福井県「電子見積・請求サービス」概要説明

■ 電子見積・請求サービス(BtoBプラットフォーム)の概要

1 電子見積・請求サービスの概要

福井県では、県に対する請求書などの発行手続きにおいて、事業者の皆様のご利便性の向上と業務の効率化を図るため、令和7年(2025年)4月1日以降の契約から電子見積・請求サービス『BtoBプラットフォームTRADE』『BtoBプラットフォーム請求書』を導入します。

2 電子見積・請求サービスの開始時期

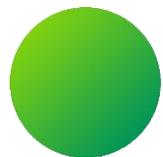
令和7年4月以降、順次電子取引を開始します。

3 対象となる取引

令和7年度以降の予算で発注する契約です。

4 事業者様の費用について

福井県より招待された事業者様の利用料金は、TRADE / 請求書の基本サービスを無料でご利用いただけます。ただし、一部オプションサービス(拡張機能)をご利用の際は、別途費用が発生します。
※既に有料プランでお申込みの事業者様は除きます。



電子見積・請求サービス <取引開始までの流れ>

■ 電子見積・請求サービス 取引開始までの流れ **【重要】**

手順 1

①説明会アンケートフォームの御入力
 <回答期限:令和7年3月17日(月)17:00>

アンケートの御回答期限:令和7年3月17日(月) 17:00
 いただいた御質問については、県HPに公開予定です。

②電子見積・請求サービス
 操作マニュアルの取得

また、説明会終了後にアンケートに御回答いただきましたら、操作マニュアルをダウンロードする画面が表示されます。または、県HPよりダウンロードも可能です。

手順 2

【電子見積・請求サービスの利用を希望される事業者の皆様】

「電子見積・請求サービス申込フォーム」の御入力期限:令和7年3月17日(月)17:00

電子見積・請求サービス申込フォームの御入力
 <回答期限:令和7年3月17日(月)17:00>

本フォームにお申し込み後、電子見積・請求サービス開始手続きに係る招待メールを県からお送りします。招待メールの送信は令和7年3月19日頃を予定しています。4月スタートに向けて登録作業を行うため、必ず期限内の御入力をお願いします。期限後の申込方法及びサービススタート時期は、4月以降に県HPでお知らせする予定です。

手順 3

県からの招待メール受信日
 <送信日:令和7年3月19日(水)予定>

電子見積・請求サービスの利用を希望される事業者の皆様で招待メールが届かない場合は県までお問い合わせください。

問い合わせ先は、最後のページを御確認ください。

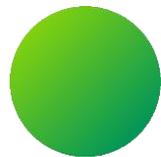
手順 4

県と繋がる電子見積・請求サービスの
 ログインと初期設定
 <御登録期限:令和7年3月26日(水)>

御登録期限:令和7年3月26日(水)

県からの招待メールを受信しましたらBtoBプラットフォームの初期設定をお願いします。

<初期設定> ログインID・パスワード/会社情報/代表者職/代表者氏名などの貴社情報の設定 ※別紙操作マニュアルを御確認ください。

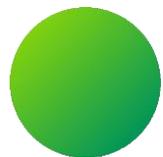


電子見積・請求サービス(BtoBプラットフォーム) 運営会社概要について

会社名	株式会社インフォマート(東証プライム市場:2492)
代表者	代表取締役社長 中島 健
本社所在地	東京都港区海岸1-2-3 汐留芝離宮ビルディング13階
営業所	・札幌営業所(北海道札幌市)・名古屋営業所(愛知県名古屋市) ・西日本営業所(大阪府大阪市)・福岡営業所(福岡県福岡市) ・沖縄営業所(沖縄県那覇市)・三軒茶屋ラボ(東京都世田谷区)
設立	1998年(平成10年)2月13日
資本金	32億1,251万円(令和6年9月末現在)
事業内容	BtoB(企業間電子商取引)プラットフォームの運営
連結子会社	株式会社Restartz 株式会社インフォマートインターナショナル(香港法人)
従業員数(連結)	841名(正社員680 / 派遣161 令和6年9月末現在)
会社HP:	https://www.infomart.co.jp/
セキュリティ:	https://www.infomart.co.jp/security/index.asp



「BtoBプラットフォーム」が
目指す世界を動画
<https://www.infomart.co.jp/mo>
[vie/](https://www.infomart.co.jp/mo)



「BtoBプラットフォーム」 サービス概要

■ BtoBプラットフォームサービスについて

1 BtoBプラットフォームとは

株式会社インフォマートが提供する「BtoBプラットフォーム」は、見積・契約・発注・納品・検収・請求の電子取引をワンストップ・デジタル化するクラウドサービスです。取引にかかる業務を大幅に改善し、ペーパーレス化を実現するシステムです。また、「電子帳簿保存法」・令和5年10月1日に導入された「デジタルインボイスの標準規格(適格請求書等保存方式)」にも対応しています。

2 ご準備いただくもの

本サービスは、インターネット接続可能なパソコンだけで利用いただくことができます。その他のハード機器の設置やソフトウェアのインストールは不要です。



【対応OS、ブラウザ】

[Windows]

Microsoft Edge (Chromium版のみ)

Mozilla Firefox, Google Chrome

[MacOS]

Safari, Chrome, Firefox

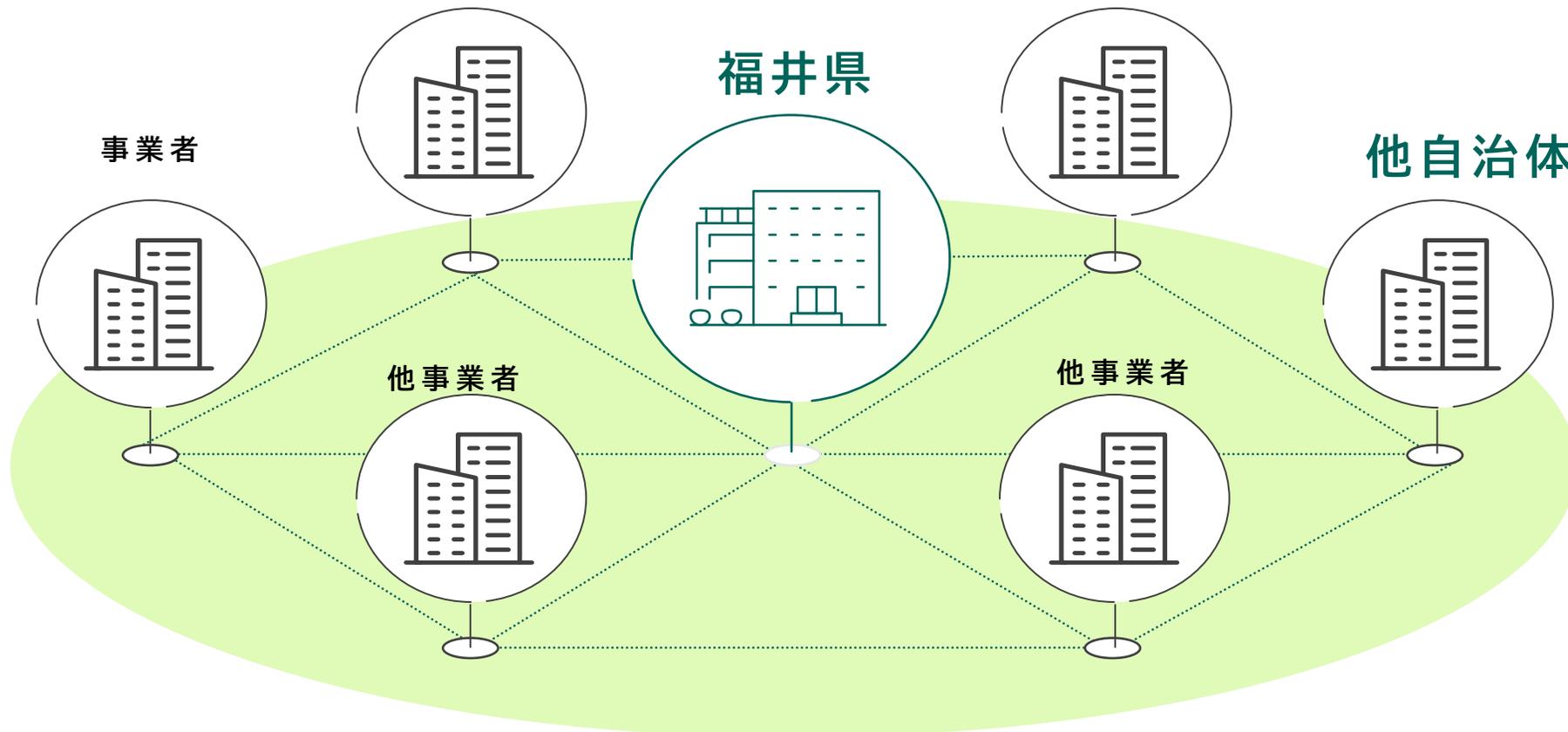
その他推奨環境につきましては以下のURLをご確認ください。

<https://www.infomart.co.jp/guide/function f.asp>

■ BtoBプラットフォームIDの汎用性について

プラットフォームIDが1つあれば、プラットフォーム導入済の
自治体・公営企業・事業者間で取引できます。

BtoBプラットフォームIDの汎用性



■ 新たな法的要件の認証について

1 電子帳簿保存法に対応

「BtoBプラットフォームTRADE」「BtoBプラットフォーム請求書」は、電子帳簿保存法第10条の法的要件を満たすサービスとして、JIIMA(公益社団法人日本文書情報マネジメント協会)が認証する「電子取引ソフト法的要件認証制度」を取得しています。その為、事業者の皆様も安心してご利用いただけます。



令和2年改正法令基準



令和3年改正法令基準

2 電子インボイスに対応

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されました。

民間事業者が発行する請求書・納品書に対して、課税事業者であることを区別する登録番号と税率(10%、8%など)ごとの合計金額記載が必要になります。BtoBプラットフォーム請求書は、電子インボイスに対応しています。

御請求書		2018年 06月分		出力日: 2018年06月17日		承認日: 2018年06月08日	
株式会社インフォダイニング 御中		株式会社インフォダイニング 御中		株式会社インフォダイニング		株式会社インフォダイニング	
下記の通り御請求申し上げます。		請求金額		支払予定日		支払予定日	
		¥153,100		2018年07月31日		請求金額 ¥153,100	
金額	¥140,000	消費税	¥13,100	請求金額	(10%対象)	¥104,500	(8%対象)
	(10%対象 ¥95,000)		(10%対象 ¥9,500)		(10%対象)	¥37,000	(旧税率対象 ¥16,600)
	(8%対象 ¥35,000)		(8%対象 ¥2,000)		(8%対象)		
	(旧税率対象 ¥15,000)		(旧税率対象 ¥1,600)		(旧税率対象)		
取引先コード	取引先名	金額	消費税	戻			
Infomart	株式会社インフォダイニング	¥120,000	¥11,200	¥131,200			
		10%対象	¥80,000	¥8,000	¥88,000		
		8%対象	¥32,400	¥2,592	¥34,992		
		旧税率	¥13,800	¥1,111	¥14,911		
Infomart(Direct)	株式会社インフォダイニング 大戸店	¥20,000	¥1,900	¥21,900			
		10%対象	¥15,000	¥1,500	¥16,500		
		8%対象	¥1,852	¥148	¥2,000		
		旧税率	¥1,482	¥118	¥1,600		



福井県と事業者様の電子取引パターン

■ 電子見積・請求サービス 取引パターンまとめ

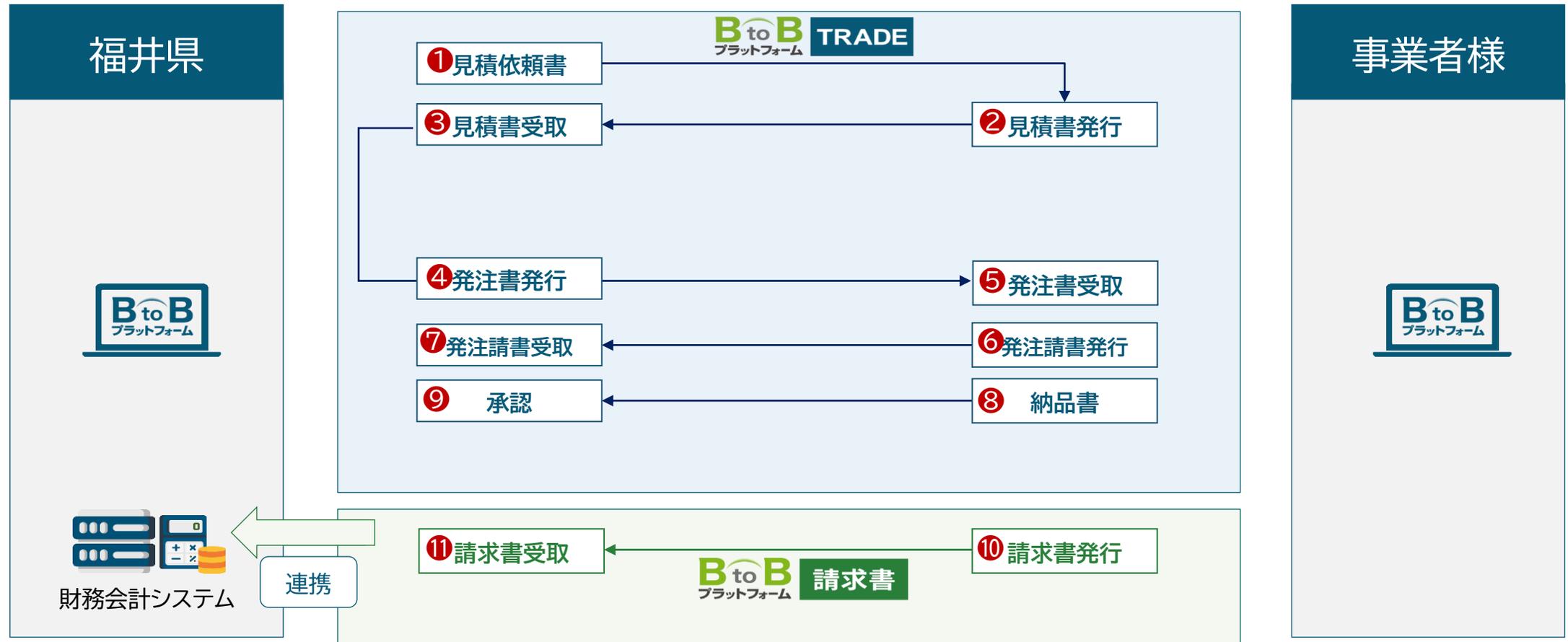
パターン	BtoBプラットフォームで 電子取引する流れ	BtoBプラットフォーム 利用サービス	取引シーン
①	見積書→発注書→発注請求書→納品書 →請求書	TRADE／請求書	<p>「見積書から請求書まで」を電子取引するパターン (入札や見積合わせを必要としない発注に限ります。)</p> <p>電子取引の開始: 福井県が送付する「見積依頼書(1者見積)」から手続きが始まります。</p>
②	発注書→発注請求書→納品書→請求書	TRADE／請求書	<p>「発注書から請求書まで」を電子取引するパターン (入札や見積の方法は従来どおり)</p> <p>電子取引の開始: 福井県が送付する「発注書」から手続きが始まります。</p>
③	請求書	請求書	<p>「請求書のみ」を電子取引するパターン (入札や見積の方法は従来どおり)</p> <p>電子取引の開始: 事業者様が『BtoBプラットフォーム請求書』で作成・発行する「請求書」から 手続きが始まります。</p>

■ <取引パターン①> 「見積書から請求書まで」を電子取引する(入札・見積合わせをしない発注に限る)

福井県が送付する「見積依頼書（1者見積）」の受取から電子取引を開始します。事業者様は、本システムで見積依頼書を確認・引用して、見積書を作成します。県は採用した見積書から発注書を発行します。見積依頼書をもとに各帳票を作成し、キャッチボール方式で取引する仕組みです。

【補足説明】

事業者様は『BtoBプラットフォームTRADE』の「**⑨福井県が納品書を承認後**」に請求書を作成～発行します。

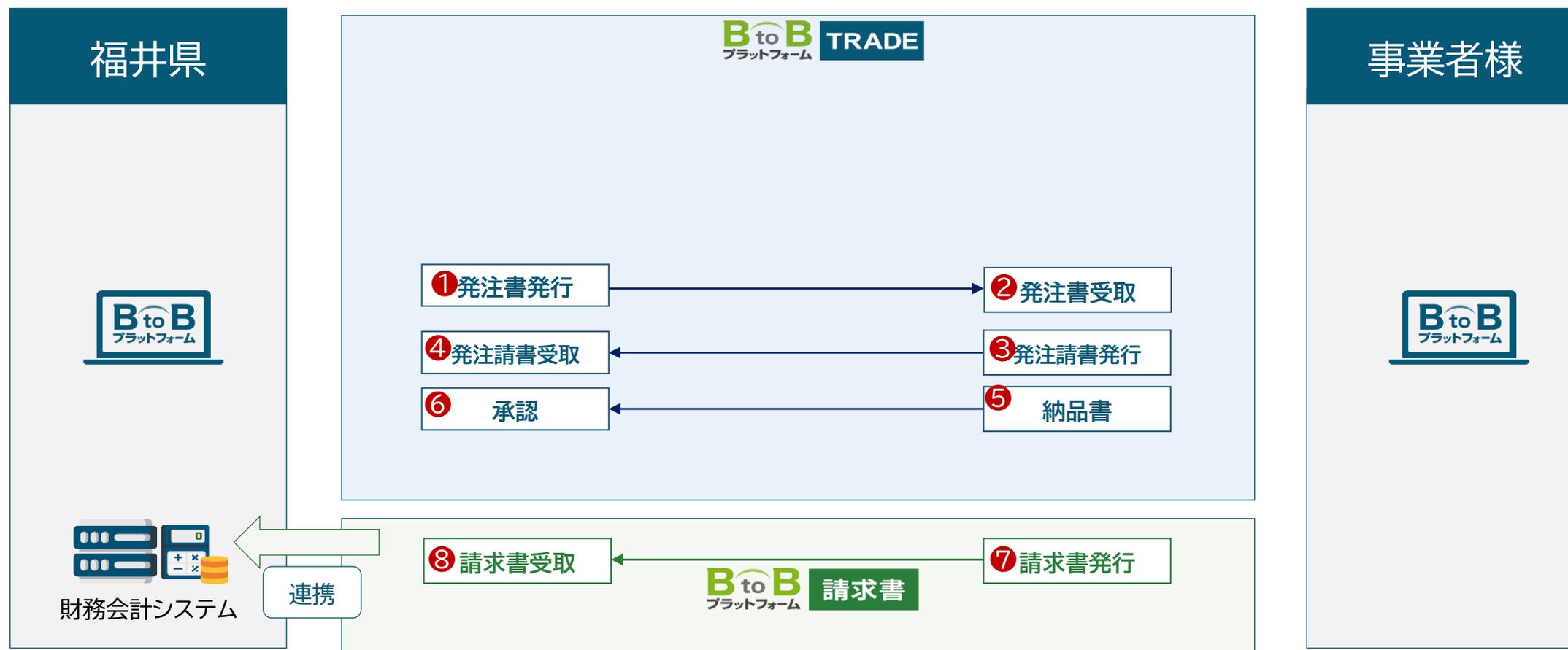


■ <取引パターン②> 「発注書から請求書まで」を電子取引する(入札・見積は従来どおり)

福井県が送付する「発注書」の受取から電子取引を開始します。事業者様は、本システムで発注内容を確認し、発注請書を発行・引用して、納品書・請求書を作成します。発注書をもとに各帳票を作成し、キャッチボール方式で取引する仕組みです。

【補足説明】

事業者様は『BtoBプラットフォームTRADE』の「⑥福井県が納品書を承認後」に請求書を作成～発行します。



■ <取引パターン③> 請求書のみを電子取引する(入札・見積は従来どおり)

事業者様が『BtoBプラットフォーム請求書』で作成・発行する「請求書」から電子取引を開始します。



■ 【事業者様】電子見積・請求サービス(BtoBプラットフォーム) <機能とメリット>

1 機能 一部抜粋

- インターネット接続可能なPCで利用可能
- 請求書の作成機能(画面入力・一括アップロード作成)
- 見積書、納品書、請求書を電子取引する機能
- 見積書発行からの後続機能として、発注請求書、納品書、請求書の作成が可能
- 各帳票のステータス管理(未開封・開封・未承認・承認)
- 各帳票の電子保管(10年間)
- 発行済請求書を複製(コピー)して作成する機能
- 各帳票の検索・閲覧機能
- 各帳票のデータ出力(CSV・PDF)機能

2 メリット

- 請求書の即日発行～受取で大幅な時間短縮
- 見積書、請求書が電子取引出来るため、押印の手間や郵送代の削減、来庁の手間がなくなる
- 印刷・封入・発送業務もなくなり時間短縮。郵送コスト軽減
- 発行済請求書をさまざまな条件を指定して検索・閲覧
- 請求書の発行履歴(作成担当者の履歴確認)
- 改正電子帳簿保存法のデータ保存に関する3つの要件を満たしていることから安心してご利用できます
- インボイス制度(適格請求書保存方式)に対応
- 10年電子保管でペーパーレス化
- プラットフォームを導入している他自治体・民間事業者との取引も可能

■ よくある質問

区分	質問	回答
制度 ・ 運用	●サービス利用開始の方法について	<p>■BtoBプラットフォームサービスの利用にあたってはログインIDとパスワードが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福井県から事業者様にBtoBプラットフォームの招待メールを送付しますので、そちらからシステムにログインし、電子見積書・請求書の発行者情報等を入力する作業が必要です。 ・設定登録の操作マニュアルは別紙「初期設定マニュアル」をご確認ください。
	●既にBtoBプラットフォームのアカウントがあります。福井県との取引開始にあたり、再度の登録が必要ですか？	■現在お持ちのBtoBプラットフォームIDでご利用いただけます。
	●電子見積・請求先に新たな部署を追加する場合は、どのような作業が必要ですか？	<p>■追加する部署にその旨を御連絡ください。県から招待メールを送信します。</p> <p>例：既にDX推進課にBtoBプラットフォームで電子見積書・請求書を提出(発行)できる状態ではあるが、新たに財政課にも電子見積書・請求書を提出(発行)したい。 福井県から財政課と電子見積書・請求書を授受するための招待メールを送付します。</p>
	●すべて事業者が対象ですか？	■県に請求書を提出している事業者様が対象となります。
	●県へのお見積書・請求書は、今後、本サービスによる電子請求システムにしなければならないのですか？	■従来どおり紙や電子メールにより提出いただいてもかまいませんが、事業者様の郵送費や印刷費の削減、経理業務の効率化につながるサービスですので、積極的なご利用をお勧めします。
	●既に契約・発注済みの取引に関する請求書は対象でしょうか？	■令和7年度以降の予算で発注する契約です。
	●請求書の日付はどのように記載されますか？	<p>■BtoBプラットフォームで請求書を発行した日が表記されます。</p> <p>差戻しを受けて再発行した場合は、再発行した日が表記されます。</p>
	●県へ発行した請求書は、県の全ての部署が閲覧・確認できますか？	■発行先部署(取引部署)のみが閲覧・確認可能となります。また、公営企業(県立病院等)による発注では本サービスはご利用できませんので、ご注意ください。 発行先部署に誤りがないようにお願いします。
	●今まで請求書とともに同封してきた明細や伝票などは今後も添付資料として必要ですか？	■BtoBプラットフォーム請求書では、請求書に明細情報を表現することが可能です。 添付ではなくシステムへご入力をお願いいたします。

■ よくある質問

区分	質問	回答
制度・運用	●登録したBtoBプラットフォームのIDは福井県専用のものになりますか？	■同アカウントで福井県以外と取引する場合も利用するIDとなります。
操作・機能	●本システム利用料などの費用は発生しますか？	<p>■福井県より招待された事業者の利用料金は、TRADE /請求書の基本サービスを無料でご利用いただけます。ただし、一部オプションサービス(拡張機能)をご利用の際は、別途費用が発生します。※既に有料プランでお申込みの事業者は除きます。</p> <p>①TRADE 手入力による作成(福井県へ発行)は、上限なく無料※見積書、発注請求書、納品書とTRADE画面で作成した請求書(個別作成) 【別途有料オプション】 自社システムとのAPI連携などは、別途有料プランへのお申込みが必要です。</p> <p>②請求書 (1)個別作成:手入力による作成(福井県へ発行)上限なく無料 (2)一括作成:アップロードによる作成は月10通まで無料 ※通数の定義は、請求書おもてを1通としてカウント (3)請求書明細行数:請求書1通あたり1,000明細行まで無料 【別途有料オプション】 上記(2)(3)の上限数を超える場合や、システム連携を行う場合は、別途費用または有料プランのお申込みが必要です。システム運営会社に問合せください。</p>
	●概要資料やシステムの操作マニュアル入手方法を教えてください。	■福井県HPから各資料をダウンロードできます。

■ お問い合わせ

1 お問い合わせ

- (1) 本件に関するお問い合わせ
- (2) 電子見積・請求サービスの運用に関するお問い合わせ

担当部署	福井県会計局 審査指導課 指導検査グループ
TEL	0776-20-0523

2 (運営会社) (株)インフォマートへのお問い合わせ

- (1) 初期設定に関するお問い合わせ
- (2) 操作に関するお問い合わせ

運用に関しては福井県へお問い合わせください。

① 電話によるお問い合わせ（自治体専用フリーダイヤル）：
<お問い合わせ先>
株式会社インフォマート サポートセンター
自治体専用フリーダイヤル
0120-982-153
※平日（土・日・祝日を除く）10:00～12:00、13:00～17:00

◆フリーコール対応開始日時
2025年3月19日（水）10:00～

② 電話以外のお問い合わせ：
各種操作マニュアルに記載がある方法でお問い合わせください。